

山口県報

令和6年
1月27日
(土曜日)

目 次

○告示

家畜伝染病予防法第三十条の規定による消毒方法の実施（畜産振興課）



山口県告示第十号の三

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十条の規定により、家畜の所有者に対し、次のとおり消毒方法を実施することを命ずる。

令和六年一月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 目的

高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するため

二 区域

山口県全域

三 期日

令和六年一月二十八日から同年二月二十九日まで

四 実施の方法

飼養羽数が百羽以上（だちようにあつては、十羽以上）の家きん飼養農場その他家畜保健衛生所長が必要と認める家きん飼養農場の家きん舎周囲及び外縁部に消石灰等を散布する。

令和六年一月二十七日印刷
令和六年一月二十七日発行

発行人
所

山口県知事
山口県知事